

2015 Jリーグチャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施事項は、Jリーグ規約第40条第1項第5号に定める公式試合として、2015 Jリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2015 明治安田生命 J1・J2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔大会の目的〕

- (1) 本大会は第1ステージおよび第2ステージを通算した年間勝点1位、2位および3位のチームと、各ステージの優勝チーム（以下「ステージ優勝チーム」という）が参加して行う。
- (2) 前項に定める年間勝点1位、2位および3位のチームを決定するにあたり、複数チームの年間勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① リーグ戦全試合の得失点差
 - ② リーグ戦全試合の総得点数
 - ③ リーグ戦における当該チーム間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 得点数）
 - ④ リーグ戦全試合における反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (3) 本大会に優勝したクラブが、2015 明治安田生命 J1 リーグ（以下「J1 リーグ」という）年間優勝チームとなり、準優勝したクラブが、J1 リーグ年間2位チームとなる。

第3条〔出場資格〕

- (1) 前条第1項の定めにかかわらず、本大会の出場資格を満たしているクラブが降格対象となった場合は、その出場資格を失うものとする。
- (2) 前条第1項の定めによる本大会の出場資格を満たしているクラブが重複する場合は、本大会の出場資格を満たしているクラブのみ（最少3クラブ）で試合を行うものとする。
- (3) 前2項の場合において、年間勝点4位以下のチーム等が繰り上がって本大会に出場することはできない。

第4条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、以下のトーナメント方式で行う。
 - ① 年間勝点1位のチームは常に決勝ヘシードされる。
 - ② 5クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の4クラブにより1回戦を行い、1回戦の勝者により準決勝を行う。なお、1回戦の組み合わせは、年間勝点が上位のステージ優勝チーム対年間勝点3位のチーム、年間勝点が下位のステージ優勝チーム対年間勝点2位のチームとする。
 - ③ 4クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の3クラブのうちステージ優勝チ

ーム又は年間勝点が上位のステージ優勝チームが準決勝へシードされ、残りの2クラブにより1回戦を行う。

- ④ 3クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の2クラブにより準決勝を行う。
- (2) 1回戦、準決勝はそれぞれ1試合、決勝はホーム&アウェイの2試合を行う。各試合のホームゲームは以下のとおりとする。
 - ① 1回戦：ステージ優勝チーム（ただし、いずれもステージ優勝していないチームの場合には、年間勝点が上位のチーム）
 - ② 準決勝：年間勝点が上位のチーム（ただし、1回戦が行われていない場合で、かつ、年間勝点3位のステージ優勝チーム対年間勝点2位のステージ優勝していないチームの場合には、年間勝点3位のステージ優勝チーム）
 - ③ 決勝：第1戦は準決勝の勝者、第2戦は年間勝点1位のチーム

第5条〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、1回戦、準決勝および決勝の主管権をホームクラブに譲渡する。

第6条〔出場資格を得るための登録期限〕

2015年9月18日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

第7条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 1回戦は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。
- (2) 1回戦の試合が終了した時点で勝敗が決定しなかった場合は、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 試合終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）
- (3) 前項第1号の延長戦に出場する者は、試合終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大3名までの選手交代を行うことができる。
- (4) 準決勝についても、1回戦同様に行い、決勝進出チームを決定する。
- (5) 決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。
- (6) 決勝の2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とし、優勝チームとする。
- (7) 決勝の2試合が終了した時点で勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ④ PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）
- (8) 前項第3号の延長戦に出場する者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手と

する。ただし、第2戦と合わせて最大3名までの選手交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。

- (9) 第2項第2号および第7項第4号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (10) 第2項第2号および第7項第4号におけるPK方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

第8条〔順位の決定および表彰〕

本大会決勝の勝者を本大会の優勝およびJ1リーグ年間順位1位（年間優勝）チーム、敗者を本大会の準優勝およびJ1リーグ年間順位2位チームとして、別途定める「表彰規程」により表彰する。なお、J1リーグ年間順位3位以下については、本大会決勝出場チームを除く年間勝点の順位で決定する。

第9条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：900mm×15,000mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ
イ. 冠スポンサー 900mm×6,000mm
ロ. サブスポンサー 900mm×6,000mm
枚数
イ. 冠スポンサー 6枚
ロ. サブスポンサー 最大18枚（1社につき1枚）
- (3) 電光看板、90°システムシート等を使用する。
- (4) 第2項その他の広告看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること
- (5) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

第 10 条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：主審 120,000 円 副審 60,000 円 第 4 の審判員 20,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第 11 条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の 3%相当額を、本大会終了後 60 日以内に、協会に納付しなければならない。

- (2) 本大会 1 回戦、準決勝および決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの 10%相当額を Jリーグに納付しなければならない。ただし、当該 Jクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該 Jクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第 12 条〔遠征経費〕

本大会の 1 回戦、準決勝については、「旅費規程」第 2 条に基づき Jリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。本大会の決勝については、クラブがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第 13 条〔順位の決定および表彰〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。